

○富田林市教育委員会傍聴規則

平成23年9月29日

教委規則第11号

最近改正 平成27年3月26日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市教育委員会会議規則（昭和55年富田林市教育委員会規則第3号）第15条第2項の規定に基づき、富田林市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、受付において傍聴人名簿（様式第1号）に自己の住所及び氏名を明記し、係員の指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会議場の面積等を勘案して、富田林市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める。

2 教育長は、傍聴席が満員になったとき又は会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯している者
- (3) カメラ、ビデオカメラ、録音機等を携帯している者（第6条の規定により撮影又は録音することについて教育長の許可を受けた者を除く。）
- (4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器等を携帯している者
  - (6) 酒気を帯びていると認められる者
  - (7) 前各号に定めるもののほか教育長が傍聴を不適當と認める者
- (傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) はち巻、腕章等の着用により示威的行為をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (4) 会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 教育長及び係員の指示に従うこと。

(撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ教育長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(退場)

第7条 教育長は、秘密会を開くとき又は傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、直ちに傍聴を禁止し、傍聴人に退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(富田林市教育委員会傍聴人規則の廃止)

2 富田林市教育委員会傍聴人規則（昭和27年富田林市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則（平成27年教委規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の富田林市教育委員会公告式規則第1条、第2条第2項及び第3条第1項、第2条の規定による改正後の富田林市教育委員会会議規則第1条、第2条、第3条から第5条までの規定、第6条第2項、第7条、第9条第2項中「委員長」を「教育長」に改める規定、第10条、第11条及び第12条中「委員長」を「教育長」に改める規定、第14条中「委員長」を「教育長」に改める規定、第15条第1項、第16条、第17条第6号、第18条中「委員長」を「教育長」に改める規定、第18条の次に1条を加える規定及び第19条、第3条の規定による改正後の富田林市教育委員会傍聴規則第3条、第4条第3号及び第7号、第5条第5号並びに第6条から第8条までの規定、第4条の規定による改正後の富田林市教育委員会事務局事務分掌規則第1条第1項、第3条及び第5条第4項、第5条の規定による改正後の富田林市教育委員会公印規則第6条第4項及び別表、第6条の規定による改正後の富田林市教育委員会職員的身分取扱い及び事務執行に関する規則第1条、第7条の規定による改正後の富田林市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第1条並びに第8条の規定による改正後の富田林市教育委員会学力調査等実施規則第1条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の富田林市教育委員会公告式規則第1条、第2条第2項及び第3条第1項、第2条の規定による改正前の富田林市教育委員会会議規則第1条、第2条、第3条から第5条までの規定、第6条第2項、第7条、第9条第2項中「委員長」を「教育長」に改める規定、第10条、第11条及び第12条中「委員長」を「教育長」に改める規定、第14条中「委員長」を「教育長」に改める規定、第15条第1項、

第16条、第17条第6号、第18条中「委員長」を「教育長」に改める規定、第18条の次に1条を加える規定及び第19条、第3条の規定による改正前の富田林市教育委員会傍聴規則第3条、第4条第3号及び第7号、第5条第5号並びに第6条から第8条までの規定、第4条の規定による改正前の富田林市教育委員会事務局事務分掌規則第1条第1項、第3条及び第5条第4項、第5条の規定による改正前の富田林市教育委員会公印規則第6条第4項及び別表、第6条の規定による改正前の富田林市教育委員会職員の身分取扱い及び事務執行に関する規則第1条、第7条の規定による改正前の富田林市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第1条並びに第8条の規定による改正前の富田林市教育委員会学力調査等実施規則第1条の規定は、なおその効力を有する。